

脱炭素社会の実現へ 気候変動対策の「3本の矢」

羅針盤

【1】脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

・ 愛称募集

・ 平成28年9月議会提案予定

★環境審議会に新たに「気候変動部会」を設置し、議論

緩和策

（温室効果ガスの排出抑制等）

両輪

適応策

（気候変動の影響に適切に対応）

【2】温室効果ガスの削減目標

・ 平成28年中に新たに設定予定

【3】気候変動適応戦略

・ 平成28年秋頃策定予定

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例案 概要

～低炭素社会から「脱炭素社会」へ、新たな羅針盤～

平成29年1月1日施行

前文

- 近年、各地で豪雨や干ばつ、生態系の変化などが発生するとともに、近い将来、食糧危機や健康被害など更なる危険性が増大しており、気候変動は自然界を揺るがす重大な脅威となっている。
- 2015年末、COP21パリ協定では、この危機的状況を打破すべく、「今世紀後半に温室効果ガス排出を実質ゼロ」とすることを目指し、世界全体が脱炭素社会への一歩を踏み出した。
- この社会の実現は、私たちの行動いかににかかっており、今こそが気候変動の脅威に立ち向かうため行動を起こすときであり、百年後、人類が存続しうるか否かの大きな分岐点に差し掛かっている。
- 本県においては、地域資源、潜在力を最大限に活用するとともに、あらゆる主体が推進役となり、脱炭素社会の実現へ、環境首都としての進取の気概を持ち、本県こそがこの危機を救うべく、地球規模での気候変動対策を牽引することを強く決意して、条例を制定する。

条例の構成

- 前文
- 第一章 総則
- 第二章 気候変動対策に関する基本方針等
- 第三章 気候変動の緩和に係る対策
 - 第一節 県民生活に係る対策
 - 第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮
 - 第二款 温室効果ガスの排出削減計画書
 - 第三款 建築物に係る配慮
 - 第四款 交通及びまちづくりに係る配慮
 - 第二節 再生可能エネルギー等に係る対策
 - 第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
 - 第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策
- 第四章 気候変動への適応に係る対策
 - 第一節 気候変動への適応に関する基本的施策
 - 第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究
- 第五章 環境教育等の推進
- 第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
- 第七章 雑則
- 第八章 罰則
- 附則

「脱炭素社会」
「気候変動対策」を
掲げる条例は全国初！

第1章 総則

(1) 目的

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念や県民等の責務、基本方針等を定めることにより、県、県民、事業者等が一体となって気候変動対策の推進を図り、もって、将来の県民に良好な環境を継承する。

(2) 定義

「気候変動」「気候変動対策」「脱炭素社会」「水素エネルギー」等の定義を定める。

(3) 基本理念

- 「緩和策」と「適応策」を両輪とした気候変動対策の展開
- 県民、事業者が主役の「県民総活躍」により、脱炭素社会の実現に向けた社会的気運の醸成
- 本県ならではの地域資源を最大限活かし、地域課題の解決に貢献

(4) 責務

気候変動対策の推進に関し、「県」「県民」「事業者」「一時滞在者」の責務等を定める。

第2章 気候変動対策に関する基本方針等

(1) 基本方針の策定

- 気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を策定
 - ・温室効果ガスの削減及び吸収の目標
 - ・各目標の達成に必要な施策
 - ・気候変動への適応に必要な施策

条例に基づく
適応策の基本方針は
全国初！

(2) 県の率先実施

- 気候変動の緩和及び適応に関する取組みを率先して実施
 - ・県事業のカーボン・オフセット化の推進、再生可能エネルギー・水素エネルギーの率先利用 等

(3) 気候変動対策への配慮

- あらゆる政策へ気候変動に関する視点を組み込み

(4) 広域的な連携

- 多様な主体による、全国規模での広域的な連携・協働

第3章 気候変動の緩和に係る対策

【第1節】県民生活に係る対策

「温室効果ガス排出実質ゼロ」へ、
緩和策を進化！

(1) 家庭生活等及び事業活動に係る配慮

- エシカル消費など新たな価値観の共有による「意識の変革」
- 徹底した省エネ等により脱炭素型のライフ・ビジネススタイルへ転換
- 地産地消、エコスタイル等の更なる推進
- CO2排出量のより少ない製品の製造、販売、役務の提供等の推進
- 温室効果ガスの排出抑制及び農地土壌に配慮した農林水産業の推進
- 会議・イベント開催時の温室効果ガス・廃棄物の排出その他の環境負荷の低減

民生部門(家庭・業務)
の対策を抜本強化！

(2) 温室効果ガスの排出削減計画書

- 排出事業者(大規模・中小排出事業者)による削減計画書、実施報告書の提出、公表

(3) 建築物に係る配慮

- ZEH、パッシブデザインなど最新技術や再生可能エネルギー等の積極的導入、計画書の提出
- オフィスビル等における温室効果ガス排出抑制の取組推進(テナント等との連携)

(4) 交通及びまちづくりに係る配慮

- 公共交通機関や自転車利用等、低炭素交通の推進
- 運輸事業者について、エコドライブ推進者の選任・届出や従業員への研修実施
- 「公共交通機関の利便増進」「都市機能の集約促進」「地域におけるエネルギーの面的利用」「緑化の促進」等に配慮したまちづくり

【第2節】再生可能エネルギー等に係る対策

(1) 基本計画の策定

- 再生可能エネルギーによる電力自給率に関する目標
- 目標達成に必要な施策

(2) 再生可能エネルギー等の積極的利用

- 県民、事業者等による再生可能・水素エネルギーの積極的な利用



(3) エネルギーの地産地消等

- 地域の実情に応じて導入した再生可能・水素エネルギーの効率的な利用推進
- 地域のあらゆる資源をエネルギー源として活用するための支援
- 未利用エネルギーの有効活用

FCVの普及拡大

(4) 水素エネルギーの最大限導入

- 水素エネルギーに関する研究開発・実用化の促進、サプライチェーン構築
- 水素社会の早期実現に向け、情報提供及び普及啓発の実施

「水素エネルギー」
の条例規定は全国初！



森林大県・徳島ならではの
積極展開

【第3節】森林等による吸収作用の保全等に係る対策

(1) 森林の整備・保全の推進

- 県民、事業者等の連携・協働による森林の保全・整備の推進

(2) 森林資源の維持・利用

- 森林の確実な再生
- 県産材の長期利用

(3) カーボン・オフセットの日常化

- カーボン・オフセットの浸透、導入拡大

【第4節】フロン類の排出抑制等に係る対策

(1) フロン類の排出抑制

- 排出抑制に係る理解促進
- フロン類の放出防止

(2) 廃棄物の発生抑制

- ゼロエミッションモデルなど3Rの行動推進
- 食品ロスの削減取組の推進

第4章 気候変動への適応に係る対策

【第1節】気候変動への適応に関する基本的施策

未来を守る、
「適応策」の本格導入！

(1) 基本的事項

- 地勢、産業、人口構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動の影響のリスク低減及び効果的な活用の両面から対策を実施

(2) 分野別施策の推進

① 県土保全分野

- 水害、土砂災害等、自然災害の予防に資する施策

② 生態系分野

- 生物の多様性に及ぼす影響等に備えた生態系の保全及び再生に資する施策

③ 水環境・水資源分野

- 水温上昇や濁水発生等に備えた水環境及び水資源の保全に資する施策

④ 健康分野

- 熱中症及び感染症その他疾病の予防に資する施策

⑤ 農林水産分野

- 農林水産物の栽培技術等、生産基盤の整備等食料供給の確保に資する施策

⑥ 産業経済分野

- その他家庭生活・事業活動に関する分野において影響に適切に対応するために必要な施策

【第2節】県民等の理解の促進等及び調査研究

- 日常生活等に及ぶ気候変動の影響や適応について理解し、自ら行動
- 気候変動の影響について地域における現状や将来予測の情報収集、調査研究

第5章 環境教育等の推進

未来を担う世代へ、
フィールドワーク型環境学習の
実践

(1) 環境教育及び環境学習の実施

- フィールドワークその他多様な方法により、幼少期から体系的に実施
- 家庭、学校、職域などあらゆる場面において環境学習を実施
- 県民、事業者等による環境教育の自主的な実施、参加・協力



体験型環境学習

(2) 地域に根ざした普及啓発

- 事業者、民間団体等と連携・協働し、本県ならではの普及啓発の実施、啓発拠点の整備

(3) 地域のリーダー育成

- 活動リーダーや専門的な知識・経験を有する人材の育成と活動・交流の機会創出

(4) 徳島県地球環境を守る日

- 地球環境の保全の行動の契機とするため「地球環境を守る日(4月22日)」を創設

第6章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組みの実施等

(1) 先導的な技術の研究開発

- 産学民官が連携し、気候変動に関連する技術の研究開発を推進し、成果を普及

(2) 先導的な技術及び先駆的な取組の促進

- 産学民官が連携し、先導的な技術の活用や創意工夫を活かした先駆的な取組等みを推進

(3) 顕彰等

- 優れた功績の県民、事業者等を表彰し、功績を普及
- 気候変動対策に積極的に取り組む事業者の削減努力を「見える化」(情報開示)

脱炭素型ロールモデル
の情報発信・普及浸透



とくしま環境賞受賞式

第7章 雑則

- 環境審議会における調査審議事項 ○ 指導・助言、必要な報告・資料提出の要求、勧告・公表

第8章 罰則

- 報告、資料提出に応じない事業者は5万円の過料

